

# 貝類等の違法採捕（磯荒らし等）について

近年、貝類・いせえび等の違法採捕（いわゆる磯荒らし・密漁）が増加し、海上保安庁では地元漁協等からの要請に基づき関係機関と協力のうえ取締りを強化してきましたが、未だ違法採捕で検挙される人が後を絶ちません。

さざえ、あわび、とこぶし等の貝類やいせえびなどは、資源保護のため地元漁業者により稚貝を放流する等資源保護を行っている場所も多く、また磯荒らし等の違法採捕は漁業者の生活を脅かすとともに、水産資源の枯渇につながるおそれがあります。

磯遊びなどを行うときは、ルールを守って楽しみましょう。

法律、各都道府県条例で

- ・ 採ってはいけないもの
- ・ 採ってはいけない大きさ
- ・ 採ってはいけない場所
- ・ 採ってはいけない期間
- ・ 採ってはいけない方法

が決められています。

これらに違反すると、

- ・ 漁業権の侵害

**（20万円以下の罰金）**

- ・ 大きさによる採捕の制限違反

**（6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金）**

- ・ 採捕禁止期間における採捕

**（6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金）**

- ・ 禁止漁具による採捕

**（6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金）**

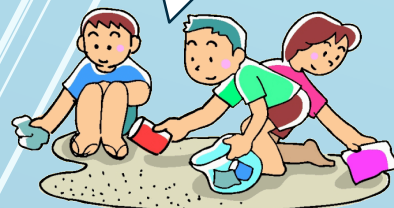
- ・ 遊漁者等の漁具漁法の制限（科料）

等となる可能性があります。

規制内容は各都県によって違いがありますので、詳しくは水産庁、各都県のホームページでご確認ください。



お父さん、  
磯荒らしは  
犯罪だよ。



## 各都県ホームページ（遊漁のルール関係）リンク先

<a href="#">水産庁HP（外部リンク）</a>
<a href="#">茨城県HP（外部リンク）</a>
<a href="#">千葉県HP（外部リンク）</a>
<a href="#">東京都HP（外部リンク）</a>
<a href="#">神奈川県HP（外部リンク）</a>
<a href="#">静岡県HP（外部リンク）</a>

[三管区海上保安本部のページへ戻る](#)

[第三管区海上保安本部](#)